事業者の方へ //

令和3年10月1日



級申請

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。 適格請求書発行事業者(登録事業者)のみが適格請求書(インボイス)を交付すること ができます。

「インボイス制度」 ってナニ?

- ■売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められた ときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイス の写しを保存しておく必要があります)。
- ■買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)で ある登録事業者から交付を受けたインボイスの保存(※)等が必要となります。
- (※) 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項(インボイスに記載が必要な事項)が記載 され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。

「インボイス」 ってナニ?

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的に は、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分 した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

インボイスの記載事項



- 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- 取引年月日
- 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- 税率ごとに区分して合計した対価の額 (税抜き又は税込み)及び適用税率
- 税率ごとに区分した消費税額等
- 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称
- ●インボイス制度に関する一般的なご相談は、 軽減・インボイスコールセンターで受け付け ております。

【専用ダイヤル】0120-205-553(無料) 【受付時間】9:00~17:00 (土日祝除く)

インボイス制度について詳しくお知り になりたい方は、国税庁ホームページ (https://www.nta.go.ip) の 「インボイス制度特設サイト」をご覧 ください。



少地域に貢献する商工会 安芸太田町商工会

- 所(安芸太田町役場庁舎裏) 〒731-3810 広島県山県郡安芸太田町大字戸河内670-6 TEL 0826-28-2504 FAX 0826-28-2070
- ◆加計支所(太田川交流館かけはし内) 〒731-3501 広島県山県郡安芸太田町大字加計3494-2 TEL 0826-22-1221 FAX 0826-22-1807

令和3年10月発行

最低賃金引上げ支援

生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の 最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。

最低賃金の引上げ額が異なる 5つのコースからチョイスできます

〈20円コース〉 事業場内最低賃金 の従業員を1人20 円引き上げた場合 引き上げた場合

〈90円コース〉 事業場内最低賃金の従 業員を10人以上各90円

※申請期限/令和4年1月31日

詳しくは、ホームページをご覧ください。 申請方法や相談窓口となる問い合わせ先などが確認できます

業務改善助成金



最低賃金改定の お知らせ

広島県最低賃金は 令和3年10月1日から

時間額

9円です。

(令和3年9月30日までは、871円です)

最低賃金に算入しない賃金

- (1) 精皆勤手当、通勤手当、家族手当 (2) 時間外、休日及び深夜の割増賃金
- (3) 臨時に支払われる賃金及び1か月 を超える期間ごとに支払われる賃金

広島県最低賃金は、県内の 事業場で働くすべての労働 者に適用されます。

- ●年齢、性別、雇用形態〔常用・臨時・ パート・アルバイト等〕、支払形態〔月 給・日給・時給等〕の別を問いません。
- ●特定の産業で働く労働者については、 広島県最低賃金よりも高い特定(産業 別) 最低賃金が適用される場合があり
- ●派遣労働者については、派遣先の事業 場に適用される地域別最低賃金又は特 定(産業別)最低賃金が適用されます。
- ●最低賃金より低い賃金を労使合意の上 で定めても、最低賃金法によって無効 とされ、最低賃金額と同様の定めをし たものとみなされます。

目次

公募中の商工会オススメ補助金………2 商工貯蓄共済のご案内……3 消費税のインボイス制度の登録申請受付開始………4



安芸太田町商工会報 2021秋号 安芸太田町商工会報 2021秋号 ③

まだ間に合う! 商工会オススメの補助金

▶小規模事業者持続化補助金(一般型)

販路開拓等の取り組みに対し50万円を上限に補助金(補助率2/3) が出ます。

◎詳しくは特設ホームページへ ⇒ http://www.hint.or.jp/kenren/jizokuka/jizokuka.html

補助対象となる取組例

①広告宣伝

- 新たな販促用チラシの作成配布
- 集客、店舗認知度向上のための看板設置
- 新たな販促用チラシのポスティング

②店舗改装・陳列レイアウト改良

- 集客力を高めるための店舗改装
- 新商品を陳列するための棚の購入

③商談会・展示会への出展

新たな販路を求め、県内外の展示会へ出展

4新商品開発

新商品の開発、新商品開発に伴う成分分析の依頼

⑤IT利活用

ホームページの開設・改修、ネット販売システム

申請締切(電子申請または郵送による書面提出)

第7回受付締切 令和4年2月4日

◆小規模事業者持続化補助金(低感染リスク型)

対人接触機会の減少と事業継続を両立させるポストコロナを踏まえ た新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取り組みに 対し100万円を上限に補助金(補助率3/4)が出ます。

◎詳しくは特設ホームページへ ⇒ https://www.jizokuka-post-corona.jp/

実際にどんな 事業が採択さ れたの?

- ●キッチンカー導入による地元食材を使ったカレーのテイクアウト販売
- ●地場野菜・銘菓が買える看板型自動販売機による非対面販売事業
- ●自動セルフチェックインシステム機の設備導入による旅館業の低感染経営
- ●新規事業としてのオンライン美容カウンセリングのwebシステム導入
- ●無観客イベントが可能なオンライン配信サイト構築
- カフェテーブル席の個室化のための店舗改装
- ●店内商品をネットで販売するためのECサイト構築
- 自動見積りシステムと職人マッチングアプリによるオンライン受発注管理
- 賃貸物件オンライン内覧用動画制作と電子契約システムの導入による非対面化
- ●オンライン英会話レッスン講座新設のためのwebサイト構築

申請締切(電子申請のみ)

令和3年9月8日 第5回受付締切 済 第3回受付締切 令和4年1月12日

第4回受付締切 令和3年11月10日 第6回受付締切 令和4年3月9日

9月・10月は商工貯蓄共済加入推進キャンペーン実施中です!

1口2.000円からの手頃な掛金で**「貯蓄・保障・融資」**を備えることができる会員さんのためのお 得な共済制度です。掛金のうち大部分が積立金なので、知らず知らずのうちに貯蓄資金が貯まります。 貯まった積立金を利用して、事業用の運転資金や設備投資資金としての活用もできます。入院に備え、 医療保障特約を付加することもできます。

貯蓄・保障・融資の3つがそろった会員さんのための共済制度です

商工会会員とその家族、従業員

保険年齢6歳以上65歳以下の方※告知が必要です。

共済掛金

1口 2.000円 (月額)

加入期間

10年満期 ※満期更新時には、健康状態にかかわらず継続可能。

■30歳男性の場合

蓄

2.000円の共済金のうち 1,753円は貯金です。

10年後の貯蓄積立金額

210.360円+金利+配当金

保 障

万一の場合は、死亡共済 金100万円とそれまでの 加入期間に応じた貯蓄積 立金が支払われます。

副虫

資

有利な条件での融資資格 ができます。

融資限度額

1口当り100万円以下

広島県だけの特典

健康診断等助成金制度

健康診断等の検診費用を 最高15.000円まで助成 します。

前納報奨金制度

掛金を年払いの場合は年 掛金の3%を報奨金とし てお支払いします。

個別訪問相談制度

専門のライフプラン・コ ンサルタントが訪問し、 保険の疑問に答えます。



商工会の経営指導を受けている事業者の方が、経営改善に必要な 資金を無担保・無保証人で利用できる制度です。

融資限度額

2.000万円

運転資金は7年以内 設備資金は10年以内

借入期間

1.21%

(令和3年10月1日現在)

- ◆お申込みには、一定の要件があります。
- ◆お申込みいただいても推薦及び融資の可否については、ご希望に添えないこともあります。
 - ◆お申込みをご希望の際には、まずは商工会までご相談ください。